

電波法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 伝搬障害防止区域を表示した図面について所要の規定の整備を行う。(第九条関係)
- 2 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和八年法律第二十七号)の施行の日から施行する。(附則関係)